

## 高松市・塩江町合併協議会会議規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、高松市・塩江町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、高松市・塩江町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとする。

### (議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議における発言は、議長の許可を得た後に行うものとする。

### (会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うものとする。

### (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

( 4 ) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する2人の委員が署名するものとする。

( 会議録等の公開 )

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による文書の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

( 規律 )

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

( 関係者の出席 )

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 費用弁償 )

第11条 前条の規定により会議に出席した者に対しては、費用弁償として、1日につき5,100円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職若しくは一般職又は市町議会議員である者については、これを支給しない。

( 委任 )

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成15年6月16日から施行する。